

第5回にしとうきょう環境アワード募集要領

1 にしとうきょう環境アワードの目的

地球温暖化対策等による環境の保全及び向上に功績のあった個人又は団体を表彰すること、又その活動を紹介することで、市民の環境に対する意識の向上及び行動を促し、市の環境保全活動の推進並びに普及啓発を図ります。

2 表彰の対象者

- (1) 市内に住所を有するもの及び市内に通学・勤務するもの
- (2) 市内に事務所・事業所、又は学校等
- (3) 市内に活動の本拠を有するその他のもの

3 表彰の範囲

- (1) 省エネルギー・再生可能エネルギーの導入・普及に関する取組
※省エネ・再エネ設備の普及、クールビズ・ウォームビズなど
- (2) 緑の保全及び緑化の推進に関する取組
※地域の緑化、緑のカーテンの設置など
- (3) 廃棄物の減量化・リサイクルの推進に関する取組
※不用品の受け渡し、リサイクル品収集活動など
- (4) 環境の保全及び向上に関する取組
※生物の保全、環境調査、外来種駆除など
- (5) その他地球温暖化対策等の推進に関する取組
※環境教育、環境学習、環境情報のネットワークなど

4 選考基準

- (1) 活動が自主的、自律的に進められているもの
- (2) 活動の成果が具体的に認められるもの
- (3) 活動に特色があるもの
- (4) 地域環境に貢献していることが認められるもの
- (5) その活動を普及することで、市民に環境に対する意識の向上及び行動を促すことが認められるもの

5 表彰の種類

- (1) 奨励賞 過去に表彰を受けたものを含めて取組継続を期待して授与する賞
- (2) 企画賞 未表彰のもので、創意工夫に富み、独自性のある取組に対して今後の拡がりを期待して授与する賞

- (3) 特別賞 10年以上に渡り、環境活動に従事しており、今後も継続した活動を期待して授与する賞
- (4) 最優秀賞 取組内容、効果及び波及性等が特に優れた活動に授与する賞

6 応募方法

第5回にしとうきょう環境アワード応募・推薦用紙にて、メール、郵送、持参等にて応募ください。

7 募集期間

令和8年6月1日（月）から令和8年9月30日（水）まで

8 選考及び決定

表彰の選考は、西東京市環境審議会にて行い、市は、その選考結果に基づき受賞者を決定します。

9 表彰

- (1) 表彰式は、令和8年11月15日（日）西東京市民まつりにて行う予定です。
- (2) 受賞者に対し、表彰状及び記念品を贈呈します。

10 その他

- (1) 令和8年11月14日（土）・15日（日）に開催予定の環境フェスティバル（西東京市民まつり内）にて、受賞団体の活動内容の展示を予定しています。
- (2) 表彰団体の活動内容を市ホームページに掲載します。